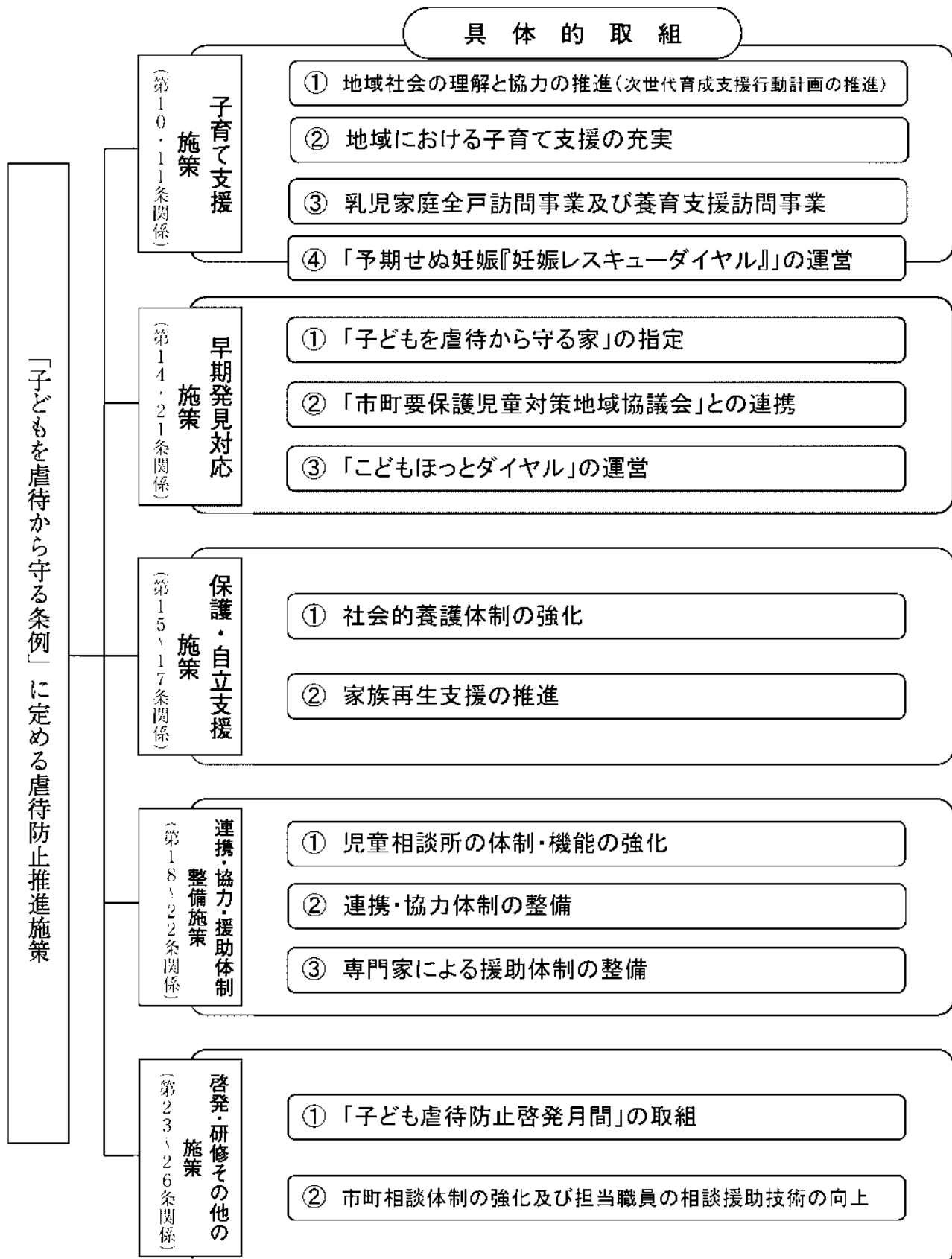


3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系

「子どもを虐待から守る条例」に基づき、次の体系による取組を行っています。



(2)子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)

○子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

【平成24年度の具体的取組】

①地域社会の理解と協力の推進(次世代育成支援行動計画の推進)

「第二期三重県次世代育成支援行動計画」(計画期間：平成22年度から26年度)では、多様な方々が参画・協働して様々な形態による支援や取組を行うことにより、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭に対する支援を引き続き展開しています。また子どもたちが持つ自らの育つ力を大切に育み伸ばそうとする「“子育て”をささえる視点」の共有や、青年期までの将来を見据えた「“とぎれの無い支援”という視点」に立った、多様な施策を推進しています。

この計画では、児童虐待を防止するために、県、市町、関係機関、地域社会が連携して未然防止から早期発見・早期対応、保護、自立の支援に至るまで、途切れのない総合的な取組を進めています。

本条例に基づき、児童相談所では、様々な事案について市町の要保護児童対策地域協議会の活動を通して、市町における児童虐待への理解や対応力の強化を支援しました。

②地域における子育て支援の充実

地域における子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

●市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後子どもプラン推進事業(放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業)により市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、平成24年5月1日現在、292か所に設置されています(厚生労働省実施状況調査による)。

放課後子ども教室は、平成24年度末現在60か所に設置されています。

●ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」は「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、「ファミリー・サポート・センター」のアドバイザー等を対象に研修会を実施し、取組例の発

表や課題等についての意見交換などを行いました。

平成24年度末現在27市町にファミリー・サポート・センターが設置されています。

③乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、従来の母子保健施策に加え、市町が生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業を行うなど、適切なサービス提供につなげることができる児童福祉法、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけられています。

平成24年度末現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は県内全29市町、養育支援訪問事業は21市町が実施しています。

この2つの事業は、児童虐待の未然防止及び早期発見に寄与する事業であり、今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

④ 予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』の運営

三重県では、予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を始めました。

これは、児童虐待死亡事例の多くが0歳児であり、その中でも生後1か月に満たない虐待死が52.2%と半数を超え、その加害者は全て実母であり、うち10歳代が過半数を占め、その多くが誰にも相談できなかつた等「望まない妊娠」が背景にあるためです。（平成24年7月厚生労働省「子どもの虐待による死亡事例の検証結果（第8次報告）」より）

なお、平成24年度は17件の相談がありました。

【相談電話の概要】

(1) 実施機関（県から委託）

NPO法人MCサポートセンターみくくみえ（桑名市西別所302）

相談員：助産師、看護師等の医療専門職

(2) 相談電話番号 090-1478-2409 いいよなやみ じんしんレスキュー

(3) 相談日 月・水曜日 午後3時 ～ 6時

土曜日 午前9時 ～ 12時

（祝日、12月29日～1月3日を除く）

【今後の課題】

社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性についての理解を促進することが重要です。

育児不安を持つ保護者が身近なところで気軽に相談できるなど、子育て家庭に対する的確な支援が行えるよう、情報の提供や関係機関との連携・協力がより重要です。

児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要となることから、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談等を受けにくい若年層への重点的な取組が必要です。

コラム ～「乳幼児揺さぶられ症候群」について～

“乳幼児揺さぶられ症候群”とは、子どもがなだめても泣き止まない時などに激しく前後に揺さぶってしまうことで頭の中で出血が起きて脳を圧迫してしまい、重い障がいを残したり、死に至らしめたりすることで、虐待の一つとされています。

特に、首のすわっていない時期の赤ちゃんを揺さぶることは非常に危険です。

赤ちゃんの泣きには特徴がある！

- ・ 泣きにはピークがあります。
(生後2～3か月頃をピークにその後減退します。)
- ・ 予測不能なときがあります。
(何をしても泣き止まない時があります。)



激しく揺さぶってはいけません！！

泣いた時どうする？

- まずは、落ち着くこと！
(理由がわからないときもあります。声かけしながら抱っこをしたり、外に出て環境を変えるのも良いかもしれません。)
- 一人で悩まないで、心配な時は保健センターや近くの相談機関に相談してみましょう。

☆ 困っているお母さん・お父さんを見かけたときは、「大丈夫」とか「良い方法がないか一緒に考えましょう」など、声かけしてあげましょう。

(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)

○児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が必要であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

【平成24年度の具体的取組】

①「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定は、平成24年度末現在で394件となっています。

<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

子どもを^{マシカニ}虐待から守る家

②「市町要保護児童対策地域協議会」との連携

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、平成21年度までに全ての市町に設置されています。

平成24年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、新たにアドバイザー派遣事業を実施し、11市町に計12回、専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行いました。

③「こどもほっとダイヤル」の運営

三重県子ども条例第12条で定めた「相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の運営を始めました。

平成24年度は3,445件の相談があり、人間関係やいじめ、学業、恋愛など様々な相談が寄せられており、虐待に関する相談は15件ありました。

なお、虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得たうえで児童相談所へ通告する等により、早期対応を図っています。

【相談電話の概要】

(1) 実施機関 (県から委託)

NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク

(津市大里窪田町2709-1)

(2) 相談電話番号 0800-200-2555 (県内通話無料)

(3) 対象 県内の18歳未満の子ども(18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。)

(4) 受付時間 毎日午後1時～9時(12月29日～1月3日を除く)

【今後の課題】

児童虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を推進するためには、子どもを取り巻く様々な関係機関の連携・協力が重要です。今後は、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである関係機関がより一層連携し、切れ目のない充実した活動を展開することが重要です。

コラム ～「歯科の視点からの児童虐待防止と子育て支援～」

三重県では、平成17(2005)年度に被虐待児と歯科疾患や生活習慣との関連調査を行い、その結果をもとに、早期より歯科からの視点で児童虐待防止と子育て支援に取り組んでいます。

むし歯が多く、治療をしていない子どもに対して、歯科医療関係者は歯科疾患の改善について指導するだけでなく、親子の様子や子どもの生活背景なども考慮したうえで、市町の保健関係者や学校等と連携して、地域で子どもの見守りをする一因となるよう歯科医療関係者に啓発してきました。

最近では、その連携が進んできており、歯科医師の指摘により通報や保護につながったケースがあります。

また、児童虐待の可能性のある子どもを見守ることを目的に、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数

(MIES: Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren) を愛知学院大学および

三重県歯科医師会と協力して開発しており、学校歯科健康診断時での活用の具体化に向け検討しています。



(4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)

○虐待を受けた子どもに対する支援は、将来の子どもの自立を見据え、長期にわたって継続して行う必要があります。児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援や、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会等を実施しました。

【平成24年度の具体的取組】

①社会的養護体制の強化

県内児童養護施設に入所している小学生に対して、継続的な学習支援体制を確保し、学習意欲の低下や自信を喪失してしまう前の早い段階から、学習支援を行うことにより、児童が学習習慣とともに社会性を身につけ、新たなことに意欲的に取り組む姿勢や様々な困難を乗り越える力をつけるなど、地域において施設入所児童の自立を支援することを目的に、各児童養護施設において、週1回1時間程度の学習支援を実施しました。

また、平成24年4月1日、北勢地域(鈴鹿市)で定員30名の児童養護施設「鈴鹿里山学院」が新たに開設されました。

②家族再生支援の推進

被虐待児童の家庭復帰や里親委託等を専門に担当するため、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会を実施しました。

一方、家庭復帰が困難な被虐待児童等を預かり、家庭的環境の中で養育を行う里親委託の推進に向けて、里親と子どもとの組み合わせ相談や、里親委託を行った後の里親家庭を訪問し支援等を行うとともに、里親の養育力向上のための研修を実施しました。

【今後の課題】

被虐待児童を保護し、心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援を行うために、今後も社会的養護体制の強化を図っていく必要があります。

また、虐待を受けた一人ひとりの児童に適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、里親等への委託の推進や施設の環境整備の促進により、家庭的養護をより一層推進することが求められています。

さらには、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくため、要保護児童の保護者への支援・指導方法等を充実させていく必要があります。

(5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

- 児童虐待相談対応件数が増加し、内容が複雑化している中、児童相談所に対しては、これまで以上に専門的な機能の発揮が求められています。しかしながら、平成24年8月及び10月に県内で児童虐待による死亡事例が立て続けに発生し、子どもを取り巻く様々な関係機関との連携強化や介入型支援の強化などの課題が明らかになりました。

【平成24年度の具体的取組】

①児童相談所の体制・機能の強化

児童相談センターに警察OBを採用し、各児童相談所における児童虐待での的確な介入型支援の強化に取り組みました。また、増加する一時保護児童に対する処遇・指導等の向上を図るため、正規職員2名及び一時保護対応協力員2名を増員しました。

さらに、中勢児童相談所一時保護所において、男女の居住エリア分離や個別にケアの必要な一時保護児童の安全を確保するための改築を行い、平成24年10月に完了しました。



《三重県児童相談センター》

① 連携・協力体制の整備

市町への支援については、平成24年度から、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化、ケース進行管理の徹底やバックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「児童相談体制強化確認表」を活用して、市町との定期協議を実施し、市町の児童相談体制の強化に向けた取組を進めました。

また、毎年各児童相談所と管内の警察署が意見交換を目的とした合同会議を開催しており、平成22年度からは虐待通告を受けて立入調査を行うまでの実地訓練を併せて行っています。平成23年度から県・市町の教育委員会も加わって実施しており、平成24年度は各児童相談所管内で計5回実施しました。

② 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での意見聴取（年間開催回数12回、審議案件15件及び報告案件15件）を行うとともに、弁護士による法的助言や指導を得ました。

【今後の課題】

平成24年度に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証結果に基づき、

- 児童相談所職員の専門性の向上
- 適切な危険度査定
- 児童相談所と母子保健担当部門との連携
- 乳児院の専門性の向上
- 0歳児の身体の脆弱性の啓発
- 一時保護に係る児童相談所の組織的な対応力の向上
- 問題を抱えた保護者への支援
- 虐待事例への市町の積極的な関与
- 児童相談所と市町、警察等の関係機関の連携強化

等の取組を確実に推進していくことが求められています。

このため、平成25年4月から本庁（子ども・家庭局子育て支援課）に子ども虐待対策監のポストを新設するとともに、児童相談センターに法的対応室及び市町支援プロジェクトチームを新設し、法的対応力の強化、市町の体制強化支援に取り組んでいます。

また、県内5か所の児童相談所にケースワーカーや保健師など計9名を増員配置するなど、児童虐待相談体制を強化しています。

(6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

○子どもを虐待から守るためには、県民一人ひとりが虐待の未然防止や早期発見等について関心を持ったり、理解したりすることが大切であることから、啓発を実施しました。特に、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」には、市町や民間団体等と一体となり、積極的に啓発活動を展開しました。併せて、関係機関や職員等に対する研修会も実施しました。

【平成24年度の具体的取組】

①「子ども虐待防止啓発月間」の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、みえ次世代育成応援ネットワーク(※)をはじめ、関係機関の協力を得て以下の取組を実施しました。

また、平成24年度は、全国各地でいじめが問題化していることから、県教育委員会と連携し、「いじめ防止」も併せて訴えかけました。

平成24年度の主な取組は次のとおりです。

- ①【11月1日】「子ども虐待防止啓発月間」及び「いじめ防止」啓発キャンペーンキックオフセレモニー・街頭啓発の実施
 - ・キャンペーンのスタートに合わせ、11月1日午前7時45分から、近鉄四日市駅前においてキックオフセレモニーを開催し、子ども虐待防止及びいじめ防止について知事メッセージを発信しました。また、その後、午前8時30分頃まで街頭啓発を行いました。
 - ・知事、県教育長、四日市市長、四日市市教育長、みえ次世代育成応援ネットワーク代表など、約80名が参加し、約1,300人に対して啓発リーフレットや啓発物品を配布して、子ども虐待防止・いじめ防止について訴えました。
- ②【11月4日】なでしこリーグ伊賀FCくノ一公式戦(最終節ホーム最終ゲーム)において、来場者約800人にオレンジリボン・啓発物品等を配布し、子ども虐待防止・いじめ防止について訴えました。なお、当該試合は、三重県人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する人権啓発試合の一環として実施されました。
- ③【11月24日】子ども虐待防止啓発講演会の開催
 - ・日時：11月24日(土)13:30～15:30
 - ・場所：三重県人権センター 多目的ホール
 - ・講師：島田妙子さん(被虐待の当事者。白らの被虐待経験を語る講演活動を積極的に実施。)
 - ・参加者：県民、みえ次世代育成応援ネットワーク会員、市町(要保護児童対策地域協議会)、児童福祉施設関係者など約80名
- ④【期間中】県民オレンジリボンづくり・着用運動
 - ～みんなで作る・着けるオレンジリボン～
 - ・みえ次世代育成応援ネットワーク、市町(要保護児童対策地域協議会)等を

通じて周知し、賛同者にオレンジリボンキットを配布して、作成・着用していただきました。

- ⑤【期間中】子ども虐待防止及びいじめ防止に関するメッセージの発信
- ・みえ次世代育成応援ネットワークと連携し、ネットワーク会員企業・団体に子ども虐待防止、いじめ防止に関するメッセージカードを作成いただき、寄せられたカードをキックオフセレモニーやララスクエア四日市（4Fよっかいちステーション）等で期間中、展示しました。
 - ・ララスクエア四日市来場者にメッセージカードを配布し、子ども虐待防止・いじめ防止のメッセージを記入していただき、展示しました。
- ⑥【期間中】その他、公川車等への啓発マグネットシートの貼付、近鉄四日市駅前スーパービジョンでの啓発放映、ラジオ等での啓発スポット・番組の放送などを行いました。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

従業員の子育て支援や地域の子どもたちの応援などに取り組んでいる三重県内の企業と子育てを応援する活動を行っている地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。

（平成24年度末現在会員数：626企業、498団体 計1,124会員）



《近鉄四日市駅前における街頭啓発のようす》

オレンジリボン
児童虐待防止のシンボル

②市町相談体制の強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、市町と児童相談所の人事交流及び市町職員向け研修の実施とともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。

● 市町児童相談担当職員研修会の実施状況

開催日	研 修 テ ー マ	受講者合計
H24.10.10	要保護児童対策地域協議会の運営について	31名
H24.11.14	里親をめぐる課題及び支援について	23名
H24.12.5	児童虐待相談の困難ケースへの対応について	51名
H25.1.23	障がい相談について	22名
※講師は有識者、里親、元児童相談所長、児童相談センター職員		延べ127名参加

● 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

開催日	講習会講義内容	講 師
H24.10.29	「児童虐待援助論（初期対応）」 「児童福祉論1」	中勢児童相談所 所長 鈴木 聡 鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範
H24.11.8	「児童福祉論2」 「養護原理」	鳥羽市健康福祉課 家庭児童相談員 久保 正 里山学院 施設長 鍵山 雅夫
H24.11.22	「児童相談所運営論」 「障害者福祉論」	児童相談センター総務・企画調整室 室長 長屋 由記枝 鈴鹿医療科学大学 教授 貴島 日出見
H24.12.3	「社会福祉援助技術論」 「社会福祉援助技術演習」	皇學館大学 教授 吉田 直樹
H24.12.21	「児童虐待援助論（発生予防）」 「児童虐待援助演習」	小児科医、三重県立看護大学客員教授 西口 裕
修了者数	児童福祉司任用資格認定証交付者 18名 修了証書交付者 1名	

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

【今後の課題】

児童虐待防止についての県民の意識をより高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を通じて、子どもの虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、市町等の人材育成を支援していく必要があります。

